

鳥取県告示第720号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年12月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

琴浦町

2 事業の種類

琴浦パーキング活性化施設（仮称）整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 東伯郡琴浦町大字別所字野畑尻及び字野畠ノ下地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

琴浦パーキング活性化施設（仮称）整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である琴浦町は地方公共団体であることから本件事業を実施する権能を有しており、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、山陰道（東伯・中山道路）琴浦パーキングエリア（以下「琴浦PA」という。）に隣接する土地（以下「本件土地」という。）に、観光案内、特産物の販売及び観光客と地域住民との交流の拠点となる地域活性化施設を整備するものである。

本件事業の実施により得られる公共の利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 得られる公共の利益

琴浦町を通る山陰道（東伯・中山道路）が平成23年春に開通することに伴い、米子自動車道及び県西部からのアクセスが容易になるとともに、県東部においても鳥取自動車道及び山陰道が整備されつつあり、今後は、近隣地域及び都市圏からの交通利便性が飛躍的に高まることから、琴浦町と山陰道とを接合する琴浦PA付近に観光・物流・交流の拠点施設を整備し、琴浦町の観光資源及び産業資源を生かした地域活性化を図ることが望まれている。

本件事業の施行に伴い、地域活性化施設として観光客等へ観光情報の提供、地場物産等の紹介・即売並びに地域住民との交流の場、休憩スペース及び地域文化・伝統を紹介するコーナーを設け、これらの施設を有機的に機能させることにより、当地区内や町内への交流人口を増加させ、町全体への様々な波及効果を創出して、産業の活性化及び雇用の増加により、町民所得の向上が図られる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではなく、工事の際に周辺環境へ十分配慮して施行することにより、本件事業の施行が環境等に及ぼす影響は軽微であると予測される。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、合併後の町のあり方を検討する住民意見組織「琴浦町まちづくり委員会」及び琴浦町商工会から琴浦PA隣接地が地域活性化拠点施設の設置にふさわしいとの提言を受けていることもあり、町内における山陰道関連施設（パーキングエリア、インターチェンジ）付近において交通の利便性、事業費の経済性等を条件に、3つの土地について比較検討が行われており、本件土地が最も合理的なものと認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、次に掲げる理由から、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

ア 事業を早期に施行する必要性

琴浦町を通る山陰道（東伯・中山道路）が平成23年春に開通することに伴い、米子自動車道及び県西部からのアクセスが容易になるとともに、県東部においても鳥取自動車道及び山陰道が整備されつつあり、今後は、近隣地域及び都市圏からの交通利便性が飛躍的に高まることから、琴浦町と山陰道とを接合する琴浦PA付近に観光・物流・交流の拠点施設を整備し、琴浦町の観光資源及び産業資源を生かした地域活性化を図ることが望まれている。

また、合併後の町のあり方を検討する住民意見組織「琴浦町まちづくり委員会」及び琴浦町商工会からの提言において、地域活性化拠点施設及び観光・物産・情報の総合的な拠点施設整備を強く要望されている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の実施に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

東伯郡琴浦町大字徳万591-2

琴浦町役場本庁舎